



広報ぬまた お知らせ版



令和4年5月12日発行 第1112号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

ピカゾー

スノンちゃん

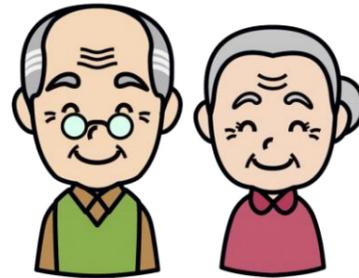
仲間といっしょに生きがいのあるシニアライフを！ 老人クラブ会員募集!!

沼田町内では、市街地域の沼田長生クラブと共成老人クラブ、北竜地区老人クラブの三つの老人クラブが活動しています。

それぞれのクラブでは、趣味などの文化活動、研修会等による学習活動、地域への奉仕活動などを通じて、同世代の仲間と交流することで、生き生きと安心して暮らせる地域づくりにつながるものと考えています。

ぜひ、私たちと一緒に活動し、仲間の輪を広げて行きましょう。

- ・加入要件は65歳以上の方ならどなたでも
- ・加入希望者は最寄りの単位老人クラブへ直接ご連絡下さい。
 - ・沼田長生クラブ ☎35-3426 (菅沼会長)
 - ・共成老人クラブ ☎35-3184 (中村会長)
 - ・北竜地区老人クラブ ☎35-1603 (絵内会長)



・最寄りの老人クラブが分からない場合は、事務局へお問合せ下さい。

■お問合せ 沼田町老人クラブ連合会事務局 (社会福祉協議会) ☎35-1998

車椅子対応の車両を貸し出します

社会福祉協議会では、車椅子用リフト装備車両 (軽ボンゴ車) の貸し出し事業を行っています。どうぞご利用ください。

- ・利用対象者……加齢や身体状況、ケガ、疾病など、車椅子を使用する方
- ・利用目的……問いません
- ・使用料……無料 (ただし、燃料は満タンにしてご返却ください)
- ・利用期間……原則、月2回まで、1回利用は2日以内

※その他の条件もありますので、詳細については社会福祉協議会へお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

■お問合せ 社会福祉協議会 ☎35-1998



↑申込ページはこちら

更新地区における電牧柵設置のお知らせ

沼田町有害鳥獣対策委員会では、エゾシカの農作物被害を防止するために「くくり罠」による捕獲を行ってききましたが、個体数の増加により捕獲だけでは農作物被害を減少することが困難になったことから、更新地区をモデル地区として「電牧柵」の設置を行っております。

設置箇所は、更新地区を囲むように山林・河川沿いに約50kmの長さを設置しています。

電牧柵は、約1~2秒に1回の間隔で瞬間的に電流を流し、エゾシカが農地に侵入しようと電線に触れた際に、電気ショックを与えることにより、警戒心を持たせ、農地への侵入を防ぐものです。



電牧柵が設置されている箇所には左の写真のように、黄色の危険表示板が吊るされていますので、ご注意ください。

万が一、電線に触れても電線から手が離れなくなることはありませんが、驚いて転倒する可能性がありますので、触れないようにしてください。

※山林は私有地・国有地ですので、山菜採りなどで山林に立ち入る際には、必ず所有者や営林署などの入林許可を受けて立ち入るようお願いいたします。

■お問合せ 沼田町有害鳥獣対策委員会事務局 (農業推進課) ☎35-2114

消火栓機能点検の実施について

全町内におきまして、消火栓の機能点検を実施いたします。

各家庭の水道水に濁りなどが発生した場合は、沼田消防支署までご連絡ください。

- 日 時 令和4年5月25日 (水) ~ 5月31日 (火) までの7日間
- 場 所 町内全域
- お問合せ 深川地区消防組合沼田支署 警防係 ☎35-2050



キップ・定期券は、 JR石狩沼田駅でお買い求めください。

祝祭日を除く月~金の7:20~13:40で販売中です。

※不在となる時間帯もございますので、ご確認願います。

■お問合せ JR石狩沼田駅 ☎35-2210



全国瞬時警報システム(J-アラート)の試験放送について

◆放送日時：令和4年5月18日(水)午前11時00分頃

5月18日(水)午前11時頃に、防災無線を通じて情報伝達試験を行います。ご家庭の戸別受信機からテスト放送が流れますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

放送内容等

町内6か所に設置してある屋外スピーカー及び戸別受信機から、**試験放送**が一斉に放送されます。

【放送内容】

開始のチャイム

「これは、Jアラートのテストです。※繰り返し3回

「こちらは、防災ぬまたです。」

終了のチャイム



※J-アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■お問合せ 総務財政課 総務グループ ☎35-2111

令和4年度北海道深川保健所「こころの健康相談」について

精神科専門医や公認心理士が、あなたの心の健康相談をお受けいたしますので、お気軽にご利用ください。(精神科に通院治療されていない方が対象です。)

眠れない やる気がおこらない 何もしたくない 人と会いたくない
話のつじつまが合わない 周囲のことが過度に気になる 不登校や引きこもり
認知症や物忘れ 過度な飲酒に伴うトラブル 等

相談日時	相談場所
令和4年 5月16日(月) 午後1時30分～午後4時00分	深川市2条18番6号 深川保健所 健康推進課 健康支援係
令和4年 6月17日(金) 午後2時00分～午後4時30分	
令和4年 7月20日(水) 午後2時00分～午後4時00分	
令和4年 9月16日(金) 午後2時00分～午後4時00分	
令和4年10月17日(月) 午後1時30分～午後4時00分	
令和4年11月16日(水) 午後2時00分～午後4時00分	
令和4年12月16日(金) 午後2時00分～午後4時30分	
令和5年 1月16日(月) 午後1時30分～午後4時00分	
令和5年 2月15日(水) 午後2時00分～午後4時00分	
令和5年 3月17日(金) 午後2時00分～午後4時30分	

- ・相談は無料です。秘密は厳守いたしますので、ご安心ください。
- ・事前にお電話でお申し込みください。
- ・保健師による相談は随時受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。

■お問合せ 北海道深川保健所(深川市2条18番6号) ☎22-1421

結婚新生活応援募集について

町では、下記の対象要件を満たしている世帯に、住居費や引越しにかかる費用の一部について支援を行い、本町での新生活を応援しています。

■対象要件 ※以下の4項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- ②令和3年中の夫婦の合計所得が年間400万円未満である世帯
- ③申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が町内の当該住宅にあること
- ④夫婦ともに39歳以下であること

■対象経費

- ①住居費(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用)
- ②新居への引越費用(引越業者又は運送業者へ支払った場合にのみ該当)

※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額

■対象期間

令和4年1月1日(土)から令和5年3月31日(金)まで

■助成額

上記対象経費に対し、1世帯当たり30万円を上限として助成

■申請に必要なもの

- ・令和3年中の所得証明書(本人及び配偶者)
- ・住宅の売買契約書(住居費に充てる場合)
- ・住宅の賃貸借見積書または契約書(住居費に充てる場合)
- ・住宅手当支給証明書(住居費に充てる場合)
- ・引越しに係る領収書(引越し費用に充てる場合)

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115



図書館の臨時休館について

蔵書点検のため下記の期間、図書館を休館いたします。

休館中、本の貸出・予約・リクエストの受付はできません。また、休館中に本を返却される際は、ゆめつくる正面入口横にある返却ポストにご返却ください。

■日時 令和4年5月23日(月)～5月28日(土)まで休館します。

■お問合せ 沼田町図書館 ☎35-3515

沼田町の定住奨励制度や暮らしの情報が満載です。

ぜひ一度移住定住情報公式サイトを訪問してみてください。

移住定住情報公式サイト

<https://teiju.com/>





広報ぬまた お知らせ版



令和4年5月12日発行 第1112号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

沼田町孫ターン奨励事業について

沼田町にゆかりのあるお孫さん世代に転入し定住していただくため、町内にお住まいの方のお孫さん世帯などが転入された場合に奨励金を交付いたします。

■対象世帯

沼田町に転入してから1年以内の世帯で、町内での生活実態があり、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①世帯主またはその配偶者の祖父母の何れかが沼田町に居住していること
- ②世帯主またはその配偶者の父母の何れも沼田町に居住していないこと
- ③世帯に公務員が含まれていないこと
- ④申請日に沼田町に住民票を有していること
- ⑤沼田町に住民票を有してから5年以上沼田町に住む意思があること
- ⑥転勤、出向等や進学等による一時的な転入ではないこと
- ⑦世帯及び、祖父母世帯に町税等の滞納がないこと

■奨励額

- ・2人以上の世帯 100,000円（祖父母世帯と同居 50,000円加算）
- ・単身の世帯 50,000円（祖父母世帯と同居 25,000円加算）

■申請に必要なもの

- ・申請世帯の住民票謄本
- ・祖父母世帯の住民票謄本
- ・祖父母との関係が証明できる書類（申請者と祖父母の戸籍謄本など）
- ・申請世帯及び、祖父母世帯の納税状況確認同意書

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町ヤング世代移住促進家賃助成事業について

本町への移住定住を図ることを目的として、町外からの転入により本町で生活することとなる若者世代、並びに前居住地に関係なく、結婚を機に本町で新たな生活をスタートすることとなる新婚世帯や、新たに町外へ通勤することになっても、本町で生活している世帯を対象として、居住する賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

■対象者

①転入世帯

令和2年3月18日以降に転入し、申請時点において40歳未満の世帯
（夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯）

②新婚世帯

令和2年4月1日以降に婚姻届を提出している世帯で、申請時点において夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯

③町外通勤世帯

令和2年4月1日以降、転勤または転職等により町外へ通勤することになってもなお、本町で生活し、申請時点において40歳未満の世帯
（夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯）

■対象経費

民間賃貸住宅（集合住宅）にかかる月額家賃（住宅手当、共益費、駐車場使用料並びに冬期間の除雪費を除きます。）

※公営住宅、官舎、3親等以内の親族が所有する住宅は対象外です。

■対象要件 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住居地に住民登録を行い、現に居住していること
- ②対象経費が25,000円以上であること
- ③世帯に沼田町職員が含まれていないこと
- ④世帯全員が町税並びに公共料金等を滞納していないこと
- ⑤申請日以後3年以上沼田町に住む意思があること

■助成額及び助成期間

- ①助成額は、対象経費から25,000円を差し引いた額（百円未満切り捨て）
※但し、助成額は31,000円を上限とします
- ②助成期間は、転入・婚姻・通勤開始の日の属する月の翌月から3年間

■申請に必要なもの

- ・賃貸契約書の写し・住民票謄本・戸籍謄本（新婚世帯のみ）
- ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町では求職者と求人者をつなぐために、無料職業紹介所「ぬまわーくサポートデスク」を開設しています。

ぬまわーくサポートデスク <https://numasapo-desk.com/>

■お問合せ 産業創出課 ☎35-2155



住宅の取得等をお考えの方はご相談ください！

多くの方々に移住や定住をしていただくため、令和4年度まで住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームなどを行う際にご利用できる奨励金制度を設けております。

なお、持ち家リフォームへの助成については、令和元年3月31日までに限度額に達した方でも申請可能ですので、お気軽にご相談下さい。

新築住宅		
基本額（自己所有地での新築含む）		
20歳代		170万円
30歳代		130万円
40歳代以上		80万円
加算額		
土地購入（200㎡以上で3年以内に新築の場合）		30万円
町内業者での建設		70万円
融雪溝設置路線に新築		150万円
購入した土地にある中古住宅を取り壊して新築住宅を建設する場合、町内業者で20万円以上の取壊し、撤去、処分費用の2/3以内	限度額	100万円
子育て世帯（中学生以下の子どもを養育する世帯）が新築する場合	子ども一人につき	50万円
婚姻してから3年以内に住宅を新築する場合		50万円
中古住宅（65㎡以上）		
基本額（購入価格の1/2以内）		限度額 50万円
加算額		
リフォーム	中古住宅購入後3年以内に町内業者により修繕した費用の1/4以内	限度額 50万円
リノベーション	3年以内に町内業者により定められた改修（リノベーション）工事をする場合で改修費用の1/4以内	限度額 100万円
子育て世帯	上記リフォーム又はリノベーション加算を受ける場合	子ども一人につき 25万円
新婚世帯	婚姻してから1年以内に中古住宅を購入した費用（土地・家屋）の1/2以内	20万円
持ち家リフォーム（※令和元年3月31日までの修繕履歴をリセット）		
町内業者で施工した修繕（リフォーム）費用の1/4以内（令和元年3月31日までに修繕助成を受け、限度額に達した方でも申請可）		限度額 25万円
耐震改修		
昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等を行った後に町内業者により耐震改修を行った場合における費用の1/4以内		限度額 50万円
太陽光発電設備設置		
自らの居住する持家や新築する住宅、又はその同一敷地内に、町内業者により新たに住宅用太陽光発電システムを設置する場合における費用の1/4以内		限度額 25万円

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

妊産婦等外出支援ハイヤーチケットの利用について

日常的な外出や各種子育て支援事業の利用など、妊産婦や1歳未満の乳児の保護者の外出を支援するため、外出支援ハイヤーチケットを随時郵送にてお渡ししています。

子育て交流広場から自宅までの送迎、町内での買い物等にぜひご利用ください。

■対象者 妊産婦、1歳未満の乳児の保護者（乗車時に母子健康手帳の提示が必要です。）

■利用期間 令和5年3月31日（金）まで

■注意点 チケットの再発行は出来かねますのでご了承ください。

■お問合せ 保健福祉課 子育て支援推進室 ☎35-2120

日曜・祝日当番医のお知らせ

- ◆5月15日（日）
内科・外科系…深川市立病院（担当医：児島医院 院長 児島俊一）
☎22-1101
歯科系…みやこし歯科診療所（滝川市）
☎0125-75-5330
- ◆5月22日（日）
内科・外科系…深川市立病院（担当医：たかはし内科消化器内科 院長 高橋公平）
☎22-1101
歯科系…よりもと歯科医院（芦別市）
☎0124-22-4618
- ◆5月29日（日）
内科・外科系…深川市立病院（担当医：みきた整形外科クリニック 院長 三木田光）
☎22-1101
歯科系…赤平ファミリー歯科クリニック（赤平市）
☎0125-32-4884

5月12日から5月29日までの行事予定

	行事名	時間	場所
5月15日（日）	クリーン沼田空き缶回収一斉運動	8:00～	ふれあい前
	小・中学校グラウンド美化一斉運動	10:00～	小学校校舎前
17日（火）	旭町サロン	10:00～	旭町コミュセン
	月例行政相談所	13:00～	町民会館
20日（金）	あったまーる	12:00～	安心センター
21日（土）	沼田町×カネカ包括連携イベント「健康と生活とおいしさ再発見」	9:00～	安心センター
23日（月）	脳トレ教室	10:00～	ふれあい
24日（火）	緑町サロン	10:00～	緑町コミュセン
28日（土）	沼田学園運動会	8:10～	小学校グラウンド

※新型コロナウイルスの影響で中止、延期される場合がございます。